産業活動活性化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

- 中小企業に係る経営革新・創業の推進を中心として -

平成16年1月

総務省

お書前

我が国の産業は、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化及び国際化が 進展する中で、その基盤を形成している中小企業の減少、経済的環境変化への対応 の遅れ、国内産業の空洞化等により、活力の低下が懸念されている。

このような中で、国は、活力ある中小企業の育成を図るために、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)、新事業創出促進法(平成10年法律第152号)、中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)等の法律を制定し、また、大学等における研究成果の民間事業者への移転の促進を図るために、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)を制定し、中小企業の経営革新及び創業を支援する事業を実施している。さらに、平成11年には中小企業基本法(昭和38年法律第154号)を全面改正し、「経営の革新及び創業の促進」を中小企業についての基本的施策の一つとして位置付けるとともに、12年には中小企業指導法(昭和38年法律第147号)を中小企業支援法へと技本改正し、中小企業に対する支援体制の整備を図っている。

しかしながら、中小企業の事業所数及び企業数とも減少傾向が続いており、また、中小企業を取り巻く経済的環境も依然として厳しい状況にある等、我が国の産業の活力を回復させるためには、従前にも増して、中小企業の経営革新及び新規創業が活発に行われることが重要な課題となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、中小企業に係る経営革新・創業の推進や関係事業の効果的かつ効率的な実施等を図る観点から、経営革新・創業支援対策に係る事業の実施状況、経営革新・創業に関する投融資事業等の実施状況、中小企業支援事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目次

- 1 経営革新支援の的確な実施
- 2 創業支援の的確な実施
- 3 経営革新・創業に関する投融資事業、信用保険事業等の的確な実施等
- (1) ベンチャー創出支援事業
- (2) 信用保険事業
- (3) 政府系中小企業金融機関による特別貸付制度
- (4) 新事業開拓助成金を交付する事業
- 4 経営革新・創業に関する技術的支援等の的確な実施
- (1) 中小企業支援事業
- (2) 承認TLOの活動